

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年12月9日 |
| 【会社名】 | INCLUSIVE株式会社 |
| 【英訳名】 | INCLUSIVE Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藤田 誠 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区南青山五丁目10番2号 |
| 【電話番号】 | 03-6427-2020（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員CFO 本間 紀章 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山五丁目10番2号 |
| 【電話番号】 | 03-6427-2020（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員CFO 本間 紀章 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 51,592,320円 (注)本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 19,080株 | 完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

- (注) 1. 上記普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）については、2021年12月9日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 当社普通株式に係る振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 本第三者割当増資に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額 | 資本組入額の総額 |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 19,080株 | 51,592,320円 | 25,796,160円 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 19,080株 | 51,592,320円 | 25,796,160円 |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額で、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(2)【募集の条件】

| 発行価格 | 資本組入額 | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 | 払込期日 |
|--------|--------|--------|--------------|-------|--------------|
| 2,704円 | 1,352円 | 1株 | 2022年1月5日（水） | - | 2022年1月5日（水） |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に後記払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|------------------|
| INCLUSIVE株式会社 本社 | 東京都港区南青山五丁目10番2号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-----------------|
| 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 | 東京都渋谷区宇田川町23番3号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|------------|--------------|------------|
| 51,592,320 | 2,500,000 | 49,092,320 |

（注）1．発行諸費用の概算額の内容は、登記費用、弁護士費用及びその他の書類の作成費用等の合計額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

（2）【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|------------------------------|------------|-----------------|
| 新規事業領域における事業展開のためのSaaSシステム開発 | 24,592,320 | 2022年1月～2022年3月 |
| 人材採用・研修費 | 9,000,000 | 2022年1月～2023年3月 |
| 運転資金等 | 15,500,000 | 2022年1月～2023年3月 |

下記「第3．第三者割当の場合の特記事項」「1．割当予定先の状況」「（3）割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、今後もゴルフテック領域及び電子コミック領域において、システム開発を積極的に実施していく方針です。ゴルフテック領域においては、独自のアルゴリズムを基盤とし、ゴルフクラブフィッティングの最適化を支援するSaaSシステムの開発を子会社に発注し、グループ内で行っていくことを想定しております。また、当社グループ間のシナジーを強化していくために、関連会社間の事業を連携させ、推進する人材も強化する必要があります。そこで、当社は、本第三者割当増資により調達した資金の全額を、上記の内訳に沿ってゴルフテック領域におけるSaaSシステム開発の強化、買収・出資先とのPMIプロジェクトを推進する人材採用及び研修並びに運転資金等の資金として充当する予定です。なお、SaaSシステム開発につきましては今回の手取金を超える支出を想定しておりますが、残額については自己資金を活用することを想定しています。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 新規発行新株予約権証券について

当社は、本有価証券届出書による本第三者割当増資の発行と同時に、2021年12月9日開催の本取締役会において、次の及びの各事項について決議しております。

マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先として、新株予約権証券(第9回新株予約権証券。以下「第9回新株予約権」といいます。)を発行すること

マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先として新株予約権証券(第10回新株予約権証券。以下「第10回新株予約権」といいます。)を発行すること

第9回新株予約権及び第10回新株予約権の内容は、下記のとおりです。

なお、上記及びに関連して、当社は、本有価証券届出書提出日付で、第9回新株予約権及び第10回新株予約権についても関東財務局長に対して有価証券届出書を提出しております。詳細については、本有価証券届出書提出日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書をご参照ください。

第9回新株予約権証券

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 5,400個（新株予約権1個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 6,350,400円 （有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に5,400を乗じた金額とします。） |
| 発行価格 | 第9回新株予約権1個当たり1,176円（第9回新株予約権の目的である株式1株当たり11.76円）としますが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で第9回新株予約権の最終的な発行価額を決定する日として当社取締役会が定める2021年12月14日から2021年12月15日までの期間のいずれかの日において、算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 |
| 申込期間 | 2021年12月30日（木） |
| 申込取扱場所 | INCLUSIVE株式会社 管理部 東京都港区南青山五丁目10番2号 |
| 払込期日 | 2021年12月30日（木） |
| 割当日 | 2021年12月30日（木） |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |

第10回新株予約権証券

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 2,300個（新株予約権1個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 1,796,300円 （有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に2,300を乗じた金額とします。） |
| 発行価格 | 第10回新株予約権1個当たり781円（第10回新株予約権の目的である株式1株当たり7.81円）としますが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で第10回新株予約権の最終的な発行価額を決定する日として当社取締役会が定める2021年12月14日から2021年12月15日までの期間のいずれかの日において、算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 |
| 申込期間 | 2021年12月30日（木） |
| 申込取扱場所 | INCLUSIVE株式会社 管理部 東京都港区南青山五丁目10番2号 |
| 払込期日 | 2021年12月30日（木） |
| 割当日 | 2021年12月30日（木） |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |

2 ロックアップについて

本第三者割当増資に関し、割当予定先は、当社に対して、2021年12月9日付募集株式総数引受契約（以下「本引受契約」といいます。）の締結日以降3年を経過する日までの間は、事前に当社の書面による承諾がある場合を除き、株式の全部または一部の譲渡、担保設定その他一切の移転または処分を直接または間接に行わないこととしています。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

本株式

a 市川 雄一郎

| | |
|----|--------|
| 氏名 | 市川 雄一郎 |
| 住所 | 東京都町田市 |
| 職業 | 会社役員 |

b 小林 琢磨

| | |
|----|--------|
| 氏名 | 小林 琢磨 |
| 住所 | 東京都目黒区 |
| 職業 | 会社役員 |

c 荒井 健太郎

| | |
|----|------------|
| 氏名 | 荒井 健太郎 |
| 住所 | 神奈川県川崎市高津区 |
| 職業 | 会社役員 |

d 小禄 卓也

| | |
|----|--------|
| 氏名 | 小禄 卓也 |
| 住所 | 東京都渋谷区 |
| 職業 | 会社役員 |

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

a 市川 雄一郎

| | | |
|------------|---------------------|---|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 当社子会社の株式会社OGSの代表取締役であります。 |
| 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | | 2021年9月27日付で、市川雄一郎氏との間で株式会社OGSの全株式である20株の株式譲渡契約を締結しており、当該契約に基づき、2021年10月18日に株式譲渡代金の支払が割当予定先に支払われています。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2021年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

b 小林 琢磨

| | | |
|------------|---------------------|------------------------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 当社子会社となる予定の株式会社ナンバーナインの代表取締役であります。 |
| 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | | 該当事項はありません。 |

（注） 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2021年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

c 荒井 健太郎

| | | |
|------------|---------------------|----------------------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 当社子会社となる予定の株式会社ナンバーナインの取締役であります。 |
| 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | | 該当事項はありません。 |

（注） 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2021年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

d 小祿 卓也

| | | |
|------------|---------------------|----------------------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 当社子会社となる予定の株式会社ナンバーナインの取締役であります。 |
| 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | | 該当事項はありません。 |

（注） 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2021年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、「必要なヒトに、必要なコトを。」という企業ビジョンを制定しており、このビジョンを達成するために、2020年11月に中期経営計画を制定しております。当該事業計画においては、「1.非連続成長機会への投資」「2.新規事業領域」「3.地域メディア（テレビ・新聞・自社他）」「4.既存事業領域」の4領域を定めております。このうち、「1.非連続成長機会への投資」の活動及び「2.新規事業領域」である個人課金ビジネス領域に進出することを目的として、2021年2月にSNSメールマガジン株式会社（現Newsletter Asia株式会社。以下「ニュースレターアジア」といいます。）の全株式を取得いたしました。2021年5月14日に開示いたしました今期の見通しのとおり、当社は、「2.新規事業領域」である個人課金ビジネス領域については、個人の発信者が持続的に収益を獲得し、活動を継続できる環境を構築する「クリエイターエコノミー構想」を推進してまいります。かかるクリエイターエコノミー構想の第一弾として、2021年7月1日にSNSと連動したニュースレターサービス「WISS」をローンチし、第二弾として、2021年7月にニュースレターアジアが株式会社田端大学よりオンラインサロン「田端大学」の事業を譲り受けることにより、オンラインサロン分野へ進出いたしました。

今後は、2021年11月15日に開示したとおり、「クリエイターエコノミー構想」実現のために、高い市場成長性が期待できる電子コミックや、動画領域にも積極的に展開していく方針です。発行済普通株式の76%を取得することにより当社の子会社とすることを予定している株式会社ナンバーナイン（以下「9社」といいます。）がサービスを展開する電子コミック市場については、2020年時点での市場規模が3,420億円、過去6年間の年平均成長率が24%となり（出典：公益社団法人全国出版協会出版科学研究所『コミック市場長期推移』）、マンガ市場のデジタル化が継続する中で、中長期的に高い成長性が期待できます。これらの領域に対してスピード感をもって展開を実施していくため、非連続成長機会への投資も引き続き積極的に行っていく方針です。

このように、新規領域への展開施策については、当社内で継続的にフィジビリティスタディと投資機会の検討を行っております。その中で、マンガの電子書籍配信サービスに強みを持ち、5,500冊以上の電子書籍化実績(2021年10月時点)がある9社を子会社化し、電子コミック領域へと展開することがクリエイターエコノミー領域の拡張にあたって有益であるとの結論に至りました。No.9社は、漫画家のデジタル領域への展開を支援する、デジタルコミックエージェンシーです。具体的には、漫画家や出版社が保有する、紙媒体上の漫画コンテンツをデジタル化し、電子書籍ストア等のプラットフォームに対する配信を支援するデジタル配信サービスや、漫画家の確定申告を支援する確定申告代行サービス、あるいは漫画家の活動支援を提供する作家マネジメントサービス等のサービスをワンストップで提供しております。本件の検討に際しては、当社から9社経営陣へコンタクトを取り、2021年9月以降、事業展開に関するディスカッションを行う機会を複数回持ちました。かかるディスカッションを行う中で、当社は、9社の既存株主から株式譲渡を受けることにより同社を子会社化し、本領域で豊富な経験とノウハウを持つ、同社経営陣である小林琢磨氏(以下「小林氏」といいます。)、荒井健太郎氏(以下、「荒井氏」といいます。)及び小祿卓也氏(以下「小祿氏」といいます。))が引き続き同社の経営を担いつつ、当社のクリエイターエコノミー構想の中でマンガの電子書籍配信サービスを展開することが、両社の成長に資するとの結論に至りました。

また、当社は、9社の子会社化にあたり、同社経営陣によるコミットメントが不可欠であるという認識の下、事業の成長に対するコミットメントを得るための方策について、同社経営陣に対し、当社株式の割当を提案し、同社経営陣の意向を確認いたしました。その結果、同社経営陣との間で中長期的に良好な関係を構築し、事業成長に対する利害関係を一致させていくという観点から、小林氏、荒井氏及び小祿氏に対して、当社普通株式の割当を行うことが望ましいとの結論に至り、本株式を割り当てることといたしました。なお、当社は、2021年10月に株式会社OGSを子会社化しましたが、同社の代表取締役である市川雄一郎氏(以下「市川氏」といいます。))とも新規事業となるゴルフテック領域でのSaaSシステムの共同開発も含め、事業成長に対するコミットメントを得るための方策について同様の議論を行っております。その結果、市川氏の事業へのコミットメントを高めるためには市川氏への当社普通株式の割当が望ましいとの結論に至ったことから、本第三者割当増資を行うことにより、市川氏に対しても、本株式を割り当てることといたしました。

9社が展開する事業は、9社が電子書籍ストアに対して配信する作品冊数が増加する毎に売上増加が期待できるストック型のビジネスモデルです。更なる成長のための先行投資と組織構築を行っていることから直近では赤字となっておりますが、市場が拡大基調にあることと、同社がシェアを獲得することで利益成長を見込んでおります。また、9社の子会社化後、当社は、9社と連携し、地域メディア社への新規事業提案、マンガを活用したプロモーション、マンガを活用した地域活性化や、NFT領域(注)へと展開していく施策を行う予定です。かかる連携を推進することで、クリエイターエコノミー領域をさらに拡張させていく方針です。また、No.9社との間で取引先の相互紹介を実施するなど、メディアマネジメントサービスとの間のシナジーも創出してまいります。当社は、今後もコア事業領域の強化・獲得及び共創領域への投資を積極的に推し進める方針であり、本第三者割当増資による払込金額を、財務基盤の強化を図るとともに、新規事業領域における事業展開の為のシステム開発、人材採用・研修費等に充当いたします。

(注) NFTとは、Non Fungible Tokenの略で、デジタル上のデータ管理にブロックチェーンを活用することで、改ざんが困難となるようにした仕組みの事です。

(4) 割り当てようとする株式の数

| | |
|-----|---------|
| 市川氏 | 11,094株 |
| 小林氏 | 3,698株 |
| 荒井氏 | 2,144株 |
| 小祿氏 | 2,144株 |

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である市川氏、小林氏、荒井氏及び小祿氏から、本第三者割当増資により取得する株式について、書面にて中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。当社が市川氏、小林氏、荒井氏及び小祿氏との間で本日付で締結した募集株式総数引受契約(以下「本引受契約」といいます。))において、当社との事前協議及び書面による承諾なくして、第三者に対する譲渡、担保設定、その他一切の移転又は処分が出来ないことについて合意しております。

また、当社は割当予定先である市川氏、小林氏、荒井氏及び小祿氏に対して、払込期日から2年以内に割当予定先が本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である市川氏を名義とする2021年11月30日時点の預金通帳残高の写し、小林氏を名義とする2021年12月7日時点の預金通帳残高の写し、荒井氏を名義とする2021年11月30日時点の預金通帳残高の写し及び小禄氏を名義とする2021年11月30日時点の預金通帳残高の写しを受領し、通帳残高が払込金額を上回っていることを確認することにより、市川氏、小林氏、荒井氏及び小禄氏は払込みに要する資金を確保しているものと判断いたしました。なお、小禄氏においては、本株式発行に係る払込みに要する資金の一部を、親族から借入れていると、口頭ならびに金銭消費貸借契約書にて確認しておりますが、小禄氏は、当該借入れについて、小禄氏の所有する 9 社株式を当社に売却することにより取得する売却代金をもって2022年1月前半に返済を行う予定であることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先である市川氏、小林氏、荒井氏及び小禄氏より、反社会的勢力と一切関係がないことについての口頭説明を得るとともに、当社の社内規程に基づき官報情報の確認、新聞記事の検索、裁判記事の閲覧、インターネット検索等を行った結果、市川氏、小林氏、荒井氏及び小禄氏が反社会的勢力とは関係が無いことを確認しております。また、割当予定先である市川氏、小林氏、荒井氏及び小禄氏その他同人らの関係企業、関係企業役員、関係人物等が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、市川氏、小林氏、荒井氏及び小禄氏については、2021年11月18日付及び2021年11月30日付調査報告書を受領しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上から、当社は、割当予定先について、反社会的勢力と関係がないことを確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。なお、当社は、本引受契約において、本第三者割当増資に係る株券の処分について合意しております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. ロックアップについて」に記載のとおりであります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株式価値を適正に表していると考えられることから、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日である2021年12月8日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,704円といたしました。これは、2021年12月9日開催の当社取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況であることから、当社の株主価値を適切に反映した合理的なものであると判断しております。なお、本第三者割当がなされるのと同時に、業績予測の修正並びに第9回及び第10回新株予約権の発行が行われますが、第9回及び第10回新株予約権についていえば、割当予定先が当該新株予約権を行使して取得した株式を市場売却し、当社株価が下落する可能性があり、かかる可能性を踏まえ、第9回及び第10回新株予約権の発行決議後に当社株価が下落する可能性が見込まれます。そのため、当社は、本第三者割当について、第9回及び第10回新株予約権の発行決議との同日開示により、本第三者割当の発行決議時点における発行価格と本第三者割当の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じたとしても、また、業績予測の修正による株式価値の変動を踏まえたとしても、当該乖離は、既存株主の利益を害するものではなく、割当予定先に対して特に有利な金額にて本株式を割り当てるものではないと考えております。

なお、当該発行価格2,704円は、取締役会決議日の前営業日である2021年12月8日の直前1ヶ月間（2021年11月9日から2021年12月8日）における当社株式の終値の平均2,294円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は17.87%、同直前3ヶ月間（2021年9月9日から2021年12月8日）における当社株式の終値の平均1,624円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は66.50%、同直前6ヶ月間（2021年6月9日から2021年12月8日）における当社株式の終値の平均1,354円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は99.70%となります。

当該発行価格に関しては当社の直近の株価の動きを勘案し、割当予定先との協議の結果、直近の市場価格に基づくものが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断し、割当予定先との間で合意したものです。

また、当社は上記発行価格の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査役全員（3名、うち3名が社外監査役）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利な条件でなく、適法である旨の見解を得ております。

発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

本第三者割当による本株式発行19,080株（議決権数188個）、2021年12月9日に開示のとおり、第9回及び第10回新株予約権が行使された場合に発行される株式数は770,000株（議決権数は7,700個）、2021年8月10日付で田端信太郎氏（以下「田端氏」という。）に割り当てた当社の普通株式数15,355株（議決権数は153個）は、2021年9月末時点の当社発行済株式総数7,815,054株（2021年8月10日付で田端氏に割り当てた当社の普通株式の数15,355株を減算）に対して、10.29%（2021年9月30日時点の総議決権数78,132個（2021年8月10日付で田端氏に割り当てた当社の普通株式の議決権数153個を減算）に対する議決権数の割合は10.29%）であります。

また、割当予定先は本第三者割当増資により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。なお、田端氏に対して割り当てた当社普通株式については、田端氏から中長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てる予定である第9回新株予約権証券及び第10回新株予約権証券については、本有価証券届出書提出日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書をご参照ください。

今回予定している割当予定先との関係強化は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|---|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 藤田 誠 | 東京都港区 | 4,610,900 | 58.90 | 4,610,900 | 58.76 |
| 堀江 貴文 | 北海道広尾郡大樹町 | 545,454 | 6.97 | 545,454 | 6.95 |
| 安達 真 | 東京都港区 | 218,400 | 2.79 | 218,400 | 2.78 |
| デジタル・アドバイジング・ コンソーシアム株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3号 | 189,000 | 2.41 | 189,000 | 2.41 |
| アーキタイプ株式会社 | 東京都港区麻布十番二丁目8番 10号 | 180,000 | 2.30 | 180,000 | 2.29 |
| 株式会社カヤック | 神奈川県鎌倉市御成町11番8号 | 98,100 | 1.25 | 98,100 | 1.25 |
| 瀬賀 雅弥 | 東京都港区 | 95,000 | 1.21 | 95,000 | 1.21 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号) | 73,300 | 0.94 | 73,300 | 0.93 |
| 大向 一輝 | 東京都目黒区 | 53,100 | 0.68 | 53,100 | 0.68 |
| 後藤 健太郎 | 東京都中央区 | 45,500 | 0.58 | 45,500 | 0.58 |
| 計 | - | 6,108,754 | 78.03 | 6,108,754 | 77.74 |

- (注) 1. 本第三者割当増資前の大株主構成(上位10名)は、2021年9月30日現在の株主名簿を基準としております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年9月30日時点の総議決権数(78,285個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(188個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第2四半期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2021年12月9日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2021年12月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）の提出日（2021年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（2021年12月9日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2021年7月2日提出の臨時報告書）

1．提出理由

2021年6月29日開催の当社第14回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、藤田誠、後藤健太郎、安達真、中嶋淳、柳澤大輔の5氏を選任する。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 現行定款第2条（目的）に事業目的を追加する。

(2) 現行定款第9条（単元未満株式についての権利）に文言の変更を行う。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容の件

取締役（社外取締役を除く）に対して、年額200,000千円以内の範囲内でストック・オプションを付与する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 賛成割合 (%) | 決議結果 |
|--------|------------|------------|------------|-------------|------|
| 第1号議案 | | | | | |
| 藤田 誠 | 18,220 | 7 | 0 | 99.96 | 可決 |
| 後藤 健太郎 | 18,220 | 7 | 0 | 99.96 | 可決 |
| 安達 真 | 18,220 | 7 | 0 | 99.96 | 可決 |
| 中嶋 淳 | 18,220 | 7 | 0 | 99.96 | 可決 |
| 柳澤 大輔 | 18,220 | 7 | 0 | 99.96 | 可決 |
| 第2号議案 | 18,224 | 3 | 0 | 99.98 | 可決 |
| 第3号議案 | 18,214 | 13 | 0 | 99.93 | 可決 |

(注) 各議案が可決される要件は以下の通りです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の株主のうち議案の賛否等に関して確認できた議決権の集計のみにより決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したためです。

(2021年12月9日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2021年12月9日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ナンバーナイン（以下「9社」という。）の普通株式を取得し、9社を当社の連結子会社化することについて決議いたしました。

また、本株式取得の決定は、特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

1. 子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2021年12月9日現在)

| | |
|--------|--------------------------------|
| 商号 | 株式会社ナンバーナイン |
| 本店の所在地 | 東京都品川区西五反田7-22-17 T O C ビル9階28 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 小林 琢磨 |
| 資本金の額 | 50百万円 |
| 純資産の額 | 46百万円 |
| 総資産の額 | 263百万円 |
| 事業の内容 | デジタル配信事業、確定申告代行業業 等 |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

| 事業年度 | 2019年8月期 | 2020年8月期 | 2021年8月期 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 101,250千円 | 274,664千円 | 419,486千円 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 63,879千円 | 281千円 | 8,419千円 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 63,910千円 | 11,503千円 | 5,223千円 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 74,973千円 | 8,409千円 | 5,809千円 |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|----------------------------------|
| 資本関係 | 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、「必要なヒトに、必要なコトを。」という企業ビジョンを制定しており、このビジョンを達成するために、2020年11月に中期経営計画を制定しております。当該事業計画においては、「1.非連続成長機会への投資」「2.新規事業領域」「3.地域メディア（テレビ・新聞・自社他）」「4.既存事業領域」の4領域を定めております。このうち、「1.非連続成長機会への投資」の活動及び「2.新規事業領域」である個人課金ビジネス領域に進出することを目的として、2021年2月にSNSメールマガジン株式会社（現Newsletter Asia株式会社。以下「ニュースレターアジア」といいます。）の全株式を取得いたしました。2021年5月14日に開示いたしました今期の見通しのとおり、当社は、「2.新規事業領域」である個人課金ビジネス領域については、個人の発信者が持続的に収益を獲得し、活動を継続できる環境を構築する「クリエイターエコノミー構想」を推進してまいります。かかるクリエイターエコノミー構想の第一弾として、2021年7月1日にSNSと連動したニュースレターサービス「WISS」をローンチし、第二弾として、2021年7月にニュースレターアジアが株式会社田端大学よりオンラインサロン「田端大学」の事業を譲り受けることにより、オンラインサロン分野へ進出いたしました。

今後は、2021年11月15日に開示したとおり、「クリエイターエコノミー構想」実現のために、高い市場成長性が期待できる電子コミックや、動画領域にも積極的に展開していく方針です。発行済普通株式の76%を取得することにより当社の子会社とすることを予定している株式会社ナンバーナイン（以下「9社」といいます。）がサービスを展開する電子コミック市場については、2020年時点での市場規模が3,420億円、過去6年間の年平均成長率が24%となり（出典：公益社団法人全国出版協会出版科学研究所『コミック市場長期推移』）、マンガ市場のデジタル化が継続する中で、中長期的に高い成長性が期待できます。これらの領域に対してスピード感をもって展開を実施していくため、非連続成長機会への投資も引き続き積極的に行っていく方針です。

このように、新規領域への展開施策については、当社内で継続的にフィジビリティスタディと投資機会の検討を行っております。その中で、マンガの電子書籍配信サービスに強みを持ち、5,500冊以上の電子書籍化実績（2021年10月時点）がある9社を子会社化し、電子コミック領域へと展開することがクリエイターエコノミー領域の拡張にあたって有益であるとの結論に至りました。No.9社は、漫画家のデジタル領域への展開を支援する、デジタルコミックエージェンシーです。具体的には、漫画家や出版社が保有する、紙媒体上の漫画コンテンツをデジタル化し、電子書籍ストア等のプラットフォームに対する配信を支援するデジタル配信サービスや、漫画家の確定申告を支援する確定申告代行サービス、あるいは漫画家の活動支援を提供する作家マネジメントサービス等のサービスをワンストップで提供しております。本件の検討に際しては、当社から9社経営陣へコンタクトを取り、2021年9月以降、事業展開に関するディスカッションを行う機会を複数回持ちました。かかるディスカッションを行う中で、当社は、9社の既存株主から株式譲渡を受けることにより同社を子会社化し、本領域で豊富な経験とノウハウを持つ、同社経営陣である小林琢磨氏（以下「小林氏」といいます。）、荒井健太郎氏（以下、「荒井氏」といいます。）及び小祿卓也氏（以下「小祿氏」といいます。）が引き続き同社の経営を担いつつ、当社のクリエイターエコノミー構想の中でマンガの電子書籍配信サービスを展開することが、両社の成長に資するとの結論に至りました。

9社が展開する事業は、9社が電子書籍ストアに対して配信する作品冊数が増加する毎に売上増加が期待できるストック型のビジネスモデルです。更なる成長のための先行投資と組織構築を行っていることから直近では赤字となっておりますが、市場が拡大基調にあることと、同社がシェアを獲得することで利益成長を見込んでおります。また、9社の子会社化後、当社は、9社と連携し、地域メディア社への新規事業提案、マンガを活用したプロモーション、マンガを活用した地域活性化や、NFT領域へと展開していく施策を行う予定です。かかる連携を推進することで、クリエイターエコノミー領域をさらに拡張させていく方針です。また、No.9社との間で取引先の相互紹介を実施するなど、メディアマネジメントサービスとの間のシナジーも創出してまいります。

| | |
|---------------------------|--------|
| (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額 | |
| 9社の普通株式 | 574百万円 |
| アドバイザー費用等（概算額） | 1百万円 |
| 合計（概算額） | 576百万円 |

2. 特定子会社の異動について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金、事業の内容、並びに、当該異動前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

| | | |
|----------------------|-----------------------------|--------|
| 名称 | 株式会社ナンバーナイン | |
| 住所 | 東京都品川区西五反田7-22-17 TOCビル9階28 | |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 小林 琢磨 | |
| 資本金の額 | 50百万円 | |
| 事業の内容 | デジタル配信事業、確定申告代行業業 等 | |
| 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数 | 異動前 | - 個 |
| | 異動後 | 2,356個 |
| 特定子会社の総株主等の議決権に対する割合 | 異動前 | - % |
| | 異動後 | 76.0% |

(2) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が 9社の普通株式を取得することにより同社は当社の子会社となり、当該子会社の資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当します。そのため、当該子会社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2021年1月1日（予定）

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第14期) | 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 | 2021年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第15期第2四半期) | 自 2021年7月1日 至 2021年9月30日 | 2021年11月15日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

INCLUSIVE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹田 裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているINCLUSIVE株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、INCLUSIVE株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 収益認識の適切性 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社グループは、「デジタルコミュニケーション事業」を展開しており、主として「メディアマネジメントサービス」を提供するINCLUSIVE株式会社（以下、「会社」と表記する。）の売上高が連結損益計算書の売上高1,376,613千円の半分以上を占める。</p> <p>「メディアマネジメントサービス」では、メディア企業や事業会社が所有するインターネットメディアやサービスの企画、広告をはじめとした手法による収益化と、メディア上で発信する情報の企画・制作等の運用支援、並びに事業会社向けのコンテンツ制作やブランディングに関するコンサルティングサービスを提供しており、業務の対象物が無形の資産やサービスである。主な収益モデルとしては、メディアコンサルティングフィー（月額固定）、広告収益（レベニューシェア）、制作関連フィーがあるが、顧客やサービスの内容に応じて様々な契約形態が存在することから、個々の取引について役務提供の完了に基づく収益の認識時期及び金額の決定には慎重な判断を要する。</p> <p>特に新規の顧客やメディアにおいては、取引内容に関する顧客と会社の認識が相違した結果、実質的な役務提供の完了が遅延するケースが想定され、また、特定の顧客に対して同時に複数のサービスを提供する契約を締結した取引においては、個々のサービスに係る役務提供の完了時の決定に判断の余地が存在するケースもある。売上高は会社の主要な財務指標であり、個々の取引の収益認識において、判断に関する誤りが発生した場合には連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、収益認識の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注承認時に受注内容を契約書等に照らして確認する内部統制、役務提供の完了の事実を確認する内部統制及び売上計上金額の正確性を確認する内部統制について、運用評価手続を実施した。 新規の顧客やメディアに係る取引については顧客との取引条件及び売上債権の滞留状況を把握するとともに、取引開始の経緯や取引内容に関する会社担当者への質問及び関連証憑の査閲により、役務提供の完了の事実及び当該事実に基づき認識された売上金額の適切性を検討した。 特定の顧客に対して同時に複数のサービスを提供する契約を締結した取引については、契約書の閲覧により、契約書に含まれる個々のサービスとこれに対応する契約額の適切性を検討するとともに、会社担当者への質問及び関連証憑の査閲により役務提供の完了の事実を検討した。 上記の取引について、適切な時期及び金額により売上が計上されていることを検討する手続として、顧客のホームページ等、会社が提供したサービスに基づく成果物を確認するとともに、金額的重要性等を勘案して顧客に対する売上債権の残高確認の手続を実施した。 |

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

INCLUSIVE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹田 裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているINCLUSIVE株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、INCLUSIVE株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 収益認識の適切性 | |
|--|---------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。 | 左記のとおり。 |

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月15日

INCLUSIVE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹田 裕 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているINCLUSIVE株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、INCLUSIVE株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥

当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。